

福岡医発第1572号(地)
平成19年12月 5日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 横倉 義武
(公印省略)

健診・保健指導の研修ガイドラインに基づいた研修情報の提供等について

標記の件につきまして、国立保健医療科学院のホームページ上に研修情報データベースを開設された旨、福岡県保健福祉部より別紙のとおり通知がありましたので、ご連絡申し上げます。

また、「「健診・保健指導の研修ガイドラインQ&A」の送付について」を併せてお送りいたします。

小郡三井医師会より

担当理事 蒲池 壽





(公印省略)

19 健第 3086 号

平成19年11月9日

(社) 福岡県医師会長 殿

福岡県保健福祉部長

(健康対策課保健事業係)

健診・保健指導の研修ガイドラインに基づいた研修情報の提供等について

このことについて、厚生労働省より別添写のとおり、国立保健医療科学院のホームページ上に研修情報データベースを開設した旨案内がありましたので、活用いただきますようお知らせいたします。

また、「「健診・保健指導の研修ガイドラインQ&A」の送付について」を併せて送付します。





健総発第1016001号
平成19年10月16日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局総務課



健診・保健指導の研修ガイドラインに基づいた研修情報の提供について

標記については、平成19年8月13日付け健発第0813001号厚生労働省健康局長通知「メタボリックシンドロームに着目した健診・保健指導担当者の資質向上推進事業の実施について」において、既にお知らせをしているところですが、この度、国立保健医療科学院のホームページ上に研修情報データベースを開設し、研修情報を提供するための準備が整いましたので、お知らせいたします。

つきましては、本データベースの趣旨をご理解いただき、貴自治体において研修ガイドラインに基づき実施する研修の情報を、別添「健診・保健指導の研修ガイドラインに基づいた研修データベースについて」を参照のうえ、登録していただき、御活用いただきたくお願いいたします。

また、関係部局等への周知につきましても併せてお願いいたします。

<問い合わせ先>

厚生労働省健康局総務課保健指導室

担当 あきひろめ 餘目 けんもつ 剣物

電話 03-5253-1111（内線 2391, 2398）

e-mail hokenshidoushitu@nhlw.go.jp



(別添)

健診・保健指導の研修ガイドラインに基づいた研修情報データベースについて

1 目的

研修の主催者が、主催する研修の情報をホームページで提供することにより、幅広く研修の開催について周知することができること、また研修の受講を希望する者が、ホームページを閲覧することにより、必要な研修情報が得られるようになることを目的としています。

2 研修情報の登録方法

1) 国立保健医療科学院ホームページ上に開設された、「特定健診・特定保健指導に関する研修情報データベース」にアクセスする。

ホームページ URL : <http://kenshu-db.niph.go.jp/kenshin-hokenshidou/>

2) 「特定健診・特定保健指導に関する研修情報データベース」ホーム画面で『はじめて研修情報データベースを利用される方へ→こちらをご一読下さい』をクリックすると、画面が遷移します。

3) 『1. 研修情報データベースの目的と意義』をお読み下さい。

4) 『2. 研修情報データベースの使い方（登録の流れ）』をお読みいただき、『→それでは、こちらより登録を行って下さい』をクリックすると、画面が遷移します。

5) 画面に表示されている登録手順に従って以下の登録作業を行って下さい。

①企画した研修の情報を登録するための excel ファイルをダウンロードし、保存します。保存した excel ファイル内の「主催者情報等記入票（1主催者1シート記入）」、「個別研修記入票（登録する研修について、1研修につき1シート記入。複数の研修を登録する場合には、シートを登録研修分コピーして使用）」に研修情報を入力し、上書き保存します。

②研修情報が入力された excel シートを「特定健診・特定保健指導に関する研修情報データベース」へメールで送信します。その際、研修プログラム（pdf ファイルにすること）も併せて添付し、送信して下さい。

送信先メールアドレス : kenshu-db@niph.go.jp

6) 登録された研修情報は、保健指導室で確認後に公開され、随時ご覧頂けるようになります。

3 研修情報の閲覧方法

「特定健診・特定保健指導に関する研修情報データベース」ホーム画面より、『研修情報を検索される方は、こちらから』をクリックすると、登録されている情報の検索画面に遷移し、検索・閲覧して頂けます。

4 登録開始について

平成19年10月25日（木）より登録受け付けを開始します。また、登録内容の削除または修正等については、下記問い合わせ先アドレスまで、必ずメールでご連絡下さい。

データベースの問い合わせ先

国立保健医療科学院 人材育成部「特定健診・特定保健指導に関する研修情報データベース」担当

問い合わせ先メールアドレス : kenshu-db@niph.go.jp

研修情報の登録・閲覧の流れ

<データベース登録までの流れ>

研修主催者側(登録者)

ホームページを開く（国立保健医療科学院ホームページ上よりアクセス）

ホームページ URL : <http://kenshu-db.niph.go.jp/kenshin-hokenshidou/>



研修主催者側(登録者)

ホームページより

- ①研修情報登録ファイル（excel ファイル）をダウンロードする。
- ②ダウンロードしたファイルに、研修情報を入力する。
 - ・「主催者情報等記入票（1主催者1シート記入）」
 - ・「個別研修記入票（登録する研修について、1研修につき1シート記入。
複数の研修を登録する場合には、シートを登録研修分コピーして使用）」
- ③登録受け付けメールアドレス宛てに入力済みファイルを添付し送信する。
（研修プログラムも併せて添付）
送信先メールアドレス : kenshu-db@niph.go.jp



研修情報をホームページ上で随時公開。

<研修情報の閲覧方法について>

ホームページを開く（国立保健医療科学院ホームページ上よりアクセス）

ホームページ URL : <http://kenshu-db.niph.go.jp/kenshin-hokenshidou/>



データベース画面より、必要な研修情報を閲覧することが出来る。



研修内容の問い合わせや受講希望等があれば、研修情報毎に掲載されている研修の問い合わせ先に、直接連絡を行う。



事 務 連 絡

平成19年10月15日

各 { 都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区 } 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局総務課保健指導室長

「健診・保健指導の研修ガイドラインQ&A」の送付について

平成19年8月13日付健発第0813001号厚生労働省健康局長通知「メタボリックシンドロームに着目した健診・保健指導担当者の資質向上推進事業の実施について」を、各都道府県・保健所設置市・特別区及び関係団体宛に送付したところですが、その後、ご質問が寄せられていることにつきまして、現時点での考え方を別添「健診・保健指導の研修ガイドラインQ&A」にまとめましたので、今後の参考とされますよう、宜しくお願いいたします。

なお、関係部局等への周知につきましても、併せてお願いいたします。

<問い合わせ先>

厚生労働省健康局総務課保健指導室

担当 餘目 劔物

TEL: 03-5253-1111(内線 2391・2398)

e-mail : hokenshidoushitu@mhlw.go.jp



(別添)

「健診・保健指導の研修ガイドラインQ & A」

問1 「メタボリックシンドロームに着目した健診・保健指導担当者の資質向上推進事業の実施について」(健発 0813001 号、H19.8.13 健康局長通知)に定められた研修は、保健指導を実施する者は必ず受講しなければならないか。

(回答)

実践者育成研修については、標準的な健診・保健指導プログラム(確定版)に「保健指導を実施する者は、保健指導のための一定の研修を終了していることが望ましい」とある通り、保健指導の質の向上を図る観点から修了していることが望ましいが、必ずこれを受講しなければならないものではない。

問2 同様に、研修の修了者に対する修了証の交付は、必ず行わなければならないか。

(回答)

修了証についても、必ずこれを交付しなければならないものではないが、修了したことを証するものであり交付することが望ましい。

問3 研修を担当する者については、企画者・講師ともに医師、保健師、管理栄養士と規定されているが、事務職は該当しないのか。

(回答)

研修を担当する者については、企画者・講師ともに原則として、健診・保健指導の研修ガイドライン(確定版)に記載された者(医師、保健師、管理栄養士)が実施することが望ましい。

国(中央)レベルのリーダー育成研修を受講した者の中には事務職も含まれており、研修の企画・講師(計画・評価編等)とともに実施することは、可能と考える。